

報道関係者各位

2024年9月18日  
アララ株式会社

**好評いただいた講演内容を全面アップデート！**  
**Webセミナー「個人情報保護法の重要テーマ（基礎編）**  
**～法規定と実務上の問題を総点検～」を開催**  
**-2024年10月9日（水）より全6回開催-**

ペイクラウドホールディングス株式会社（東証グロス：4015）の傘下で各種 IT ソリューション事業を展開するアララ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：門倉 紀明、以下「アララ」）は、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO（本社：東京都渋谷区、代表取締役：豊田 晃、以下「東京海上日動パートナーズ TOKIO」）と共催で Web セミナー「個人情報保護法の重要テーマ（基礎編）～法規定と実務上の問題を総点検～」を開催することをお知らせいたします。

2024年10月9日（水）～12月11日（水）まで、全6回開催いたします。1回より参加可能ですので、ぜひ参加ください。

【申し込みURL】 [https://us06web.zoom.us/webinar/register/4617255266310/WN\\_6j\\_3zGwRRxuPA1X0Vatc-g](https://us06web.zoom.us/webinar/register/4617255266310/WN_6j_3zGwRRxuPA1X0Vatc-g)



個人情報保護法は、個人情報保護法を取り巻く喫緊の課題に対応すべく多岐にわたる規制を導入しています。それに加え、昨今の個人情報保護委員会では次の法改正にかかる3年ごと見直しの議論が進められています。しかしながら、現実問題として、現行法ですら対応が後手に回ってしまっているという実情があります。

個人情報保護法の規定する内容は多岐にわたりますが、特に実務で頻出となる重要な点については、基礎的な概念から実務的な応用問題まで広く理解することが重要です。本セミナーでは、好評いただいた講演内容を全面的にアップデートし、個人情報保護法の定める内容（基礎編）から、実務上の問題、さらには他の法領域との交錯、国際的な問題といった事項（応用編）を全12回にわたり、詳しく解説いたします。

基礎編では、今一度、現行の個人情報保護法の規定を押さえるとともに、実務的に優先順位の高いテーマについて、法律、政令・規則、ガイドライン、Q&Aを踏まえ、「具体的にどのような問題があって、どのように対応していくべきか」ということに重点を置き、解説いたします。※応用編は、2025年4月からの開催を予定。

## ■ 開催概要

開催日時：10/9（水）、10/23（水）、11/13（水）、11/27（水）、12/4（水）、12/11（水）  
全日16:00～17:00（15:50～アクセス可能）

参加費：無料（事前登録制）

形式：Webセミナー（Zoom）

共催：株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO、アララ株式会社、ペイクラウドホールディングス株式会社

申し込み：[https://us06web.zoom.us/webinar/register/4617255266310/WN\\_6j\\_3zGwRRxuPA1X0Vatc-g](https://us06web.zoom.us/webinar/register/4617255266310/WN_6j_3zGwRRxuPA1X0Vatc-g)

※講師・共催企業と同業の方、土業の方、個人の方はお申し込みをお断りする場合がございます。

※講師・講演内容は予告なく変更になる可能性があります。

開催日	基礎編トピック
10/9 (水)	<b>総論・個人情報のカテゴリー（2条・16条等）</b> 個人情報保護法の全体像を概観し、個人情報の種類と実務対応を具体例に即して解説いたします。
10/23 (水)	<b>取得の際の各種義務 - 利用目的の特定・法定公表事項等（17条～21条、32条）</b> 個人情報を取得する場面の法的義務をプライバシーポリシーの記載例など交えて解説いたします。
11/13 (水)	<b>取得後の各種義務（1）権利行使対応等（33～40条）</b> 個人情報を取り扱う場面の法的義務のうち、権利行使対応を設例を用いて解説いたします。
11/27 (水)	<b>取得後の各種義務（2）安全管理措置・漏えい対応（22～26条）</b> 個人情報を取り扱う場面の法的義務のうち、最も重要な安全管理措置・漏えい対応について、設例を用いて解説いたします。
12/4 (水)	<b>取得後の各種義務（3）第三者提供（27条、29条、30条、31条）</b> 個人情報の取り扱いとして実務上最も頻繁に生じる「第三者提供」について基本的な概念の正確な理解からクラウドサービスなど先端的な問題まで解説いたします。
12/11 (水)	<b>取得後の各種義務（4）越境移転（28条）</b> 個人情報のグローバルな活用に伴う「越境移転」について、実務対応の基本と移転先の情報提供など改正法で新設された義務への実務対応を解説いたします。

## &lt;アララ株式会社 会社概要&gt;

会社名：アララ株式会社（ペイクラウドホールディングス株式会社の100%子会社）

所在地：〒107-0062 東京都港区南青山 2-24-15 青山タワービル

URL：<https://www.arara.com/>

設立：2023年10月

代表者：代表取締役社長 門倉 紀明

事業内容：メッセージングソリューションを始めとするソリューション事業

## &lt;プレスリリースに関するお問い合わせ&gt;

ペイクラウドホールディングス株式会社 IR PR&マーケティング部

（アララ株式会社は、ペイクラウドホールディングス株式会社の100%子会社です）

メールアドレス：pr@paycloud.inc

※記載されている会社名及び商品名/サービス名は、各社の商標または登録商標です。

※プレスリリースに掲載されている内容、サービス/製品の価格、仕様、お問い合わせ先、その他の情報は、発表時点の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。